

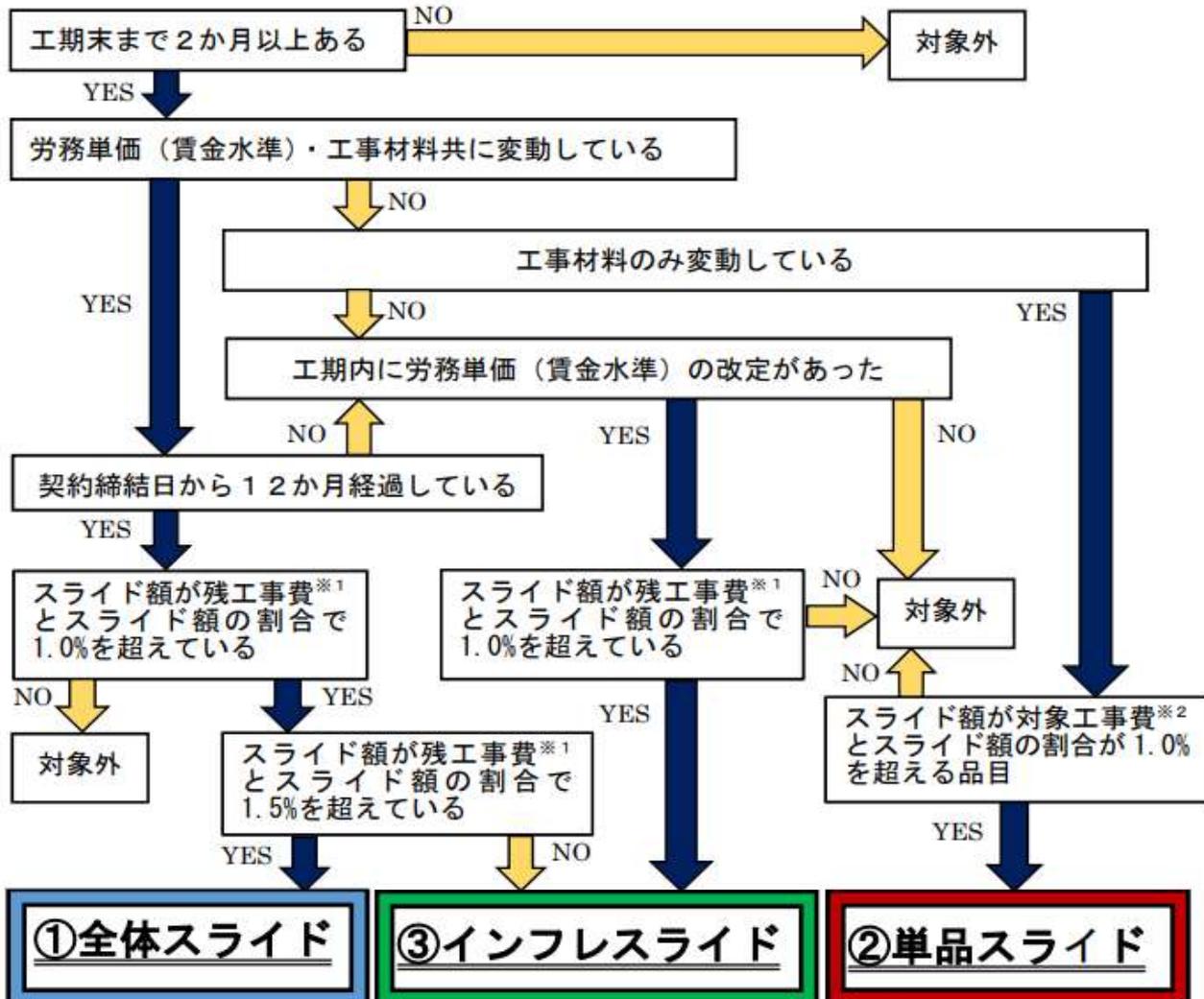
事業者の皆様へ

～スライド制度を活用してください～

スライド制度とは、工事の契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、受注者からの申出により請負代金額の変更を請求することができる制度です。スライド制度は3種類（①全体スライド、②単品スライド、③インフレスライド）あります。下の「スライド適用判定フロー」で確認いただき、適用の可能性がある方は、まずは工事監督員にご相談ください。

※スライド制度は、滋賀県守山市工事請負契約約款第25条に規定された制度です。

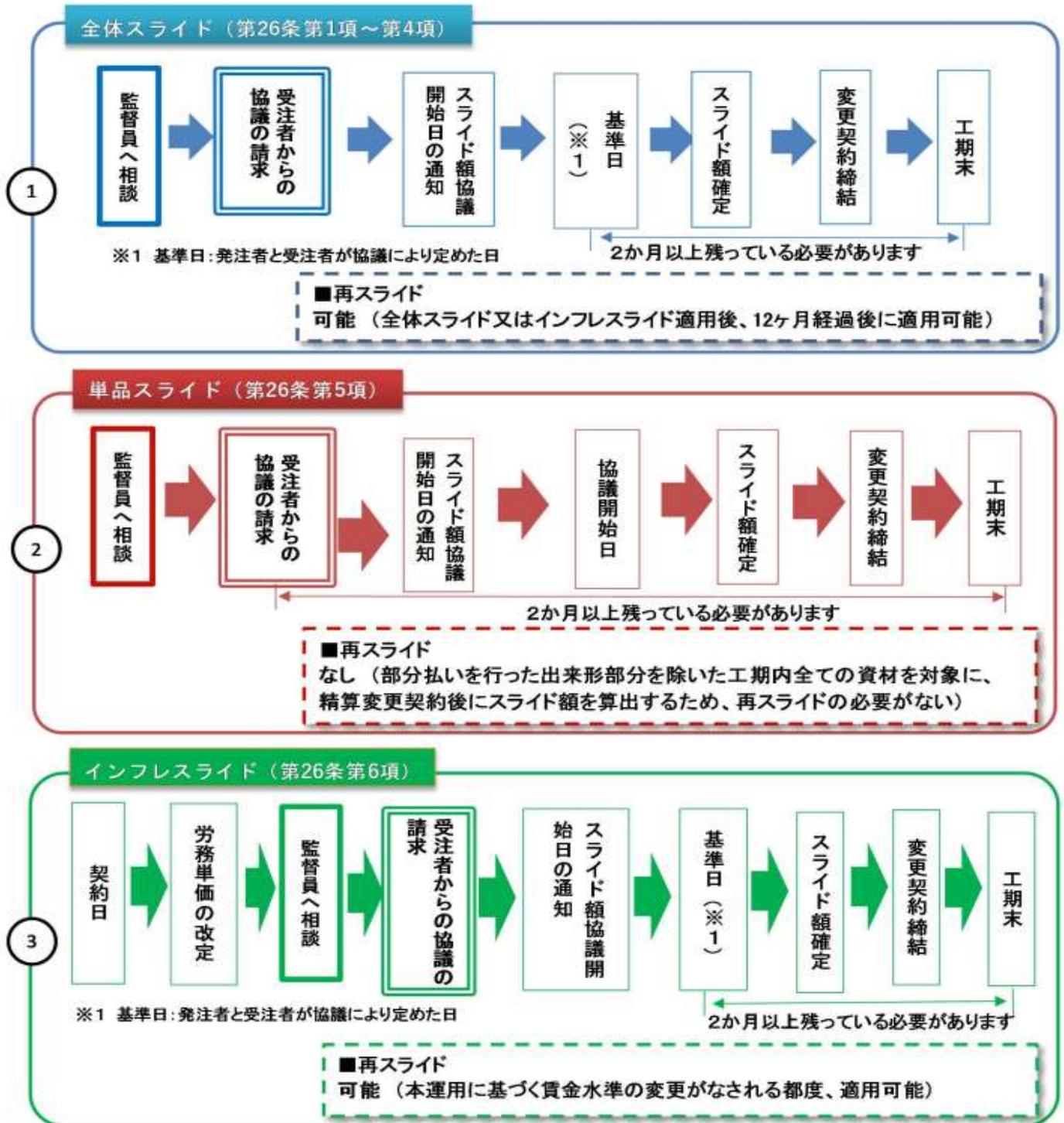
【スライド適用判定フロー】



※1 残工事費とは、基準日以降に施工する部分及び基準日以降に購入する工事材料
 ※2 対象工事費とは、請負代金額から部分払完了部分及び部分引き渡し完了部分を除いた額

請求の流れは裏面参照

全体スライド、単品スライドおよびインフレスライドの請求の流れ



※ 上記①と②、又は②と③の併用が可能な場合があります。

【問合せ先】

各種スライド申請先

各発注課

各種スライドマニュアルについて

契約検査課 077-582-1147